

総務教育常任委員会資料

○総務教育常任委員会報告事項

報告事項1	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	3
報告事項2	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	6
報告事項3	福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	8
報告事項4	福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例	11
報告事項5	福島町チャレンジスピリット応援条例の一部を改正する条例	13

○経済福祉常任委員会報告事項

報告事項6	福島町有害鳥獣減容化処理施設管理条例	14
報告事項7	福島町水産種苗生産センター管理条例	20
報告事項8	福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	22
報告事項9	福島町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例	24
報告事項10	福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	25
報告事項11	福島町介護保険条例の一部を改正する条例	27
報告事項12	福島町森林整備計画の変更について	29
報告事項13	福島町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例	30
報告事項14	福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例及び福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	34

総務課・企画課・町民課・福祉課・産業課・建設課

報告事項 1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由

これまで、正職員の年次休暇については暦年単位で付与していたところですが、職員の任用や異動は年度を基本としていること、また、令和2年度からの会計年度任用職員制度の開始に伴い、会計年度任用職員の年次休暇付与月を4月1日（年度単位での付与）としたことから、正職員についても年次休暇の付与単位を年度単位とし、効率的な業務執行体制の確立及び計画的な年次有給休暇促進を図るため、改正をするものです。

なお、年次休暇の付与を年度（4月1日）とすることから、令和6年度については経過措置を設けることとします。

2. 改正の内容

(1) 付与単位（条例第11条）

「一の年ごと」を「一の年度ごと」に改めるとともに、関連する規定について改正する。

(2) 経過措置（条例附則）

条例施行の日前から、引き続き在職する職員の令和6年度の年次休暇については、令和6年における年次休暇の施行日現在の残日数に5日を加えた日数とする。

【経過措置による令和6年度付与日数】

令和6年度付与日数

→ (令和6年1月付与日数－令和6年1月から3月に取得した休暇日数) + 5日

3. 年次有給休暇付与イメージ

R6.1.1	R6.4.1	R7.4.1
20日付与（R6.1～R6.12）	5日付与（R7.1～R7.3）	20日付与（R7.4～R8.3）
※繰越含めて最大40日	※繰越含めて最大45日	※繰越含めて最大40日
（改正前）	経過措置 + 新制度	

4. 施行年月日

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

5. 条例改正（案）

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年福島町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第11条 年次有給休暇は、<u>一の年</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>二の年</u>において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次号に掲げる職員以外の職員であつて、<u>当該年</u>の中途において新たに職員となるもの <u>その年</u>の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>(3) <u>当該年の前年</u>において、地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、福島町以外の地方公共団体の職員であつた者であつて引き続き<u>当該年</u>に新たに職員となつたものその他規則で定める職員 <u>その在職期間中</u>における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、規則で定める日数を限度として、<u>当該年の翌年</u>に繰り越すことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第11条 年次有給休暇は、<u>一の年度</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>一の年度</u>において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次号に掲げる職員以外の職員であつて、<u>当該年度</u>の中途において新たに職員となるもの <u>その年度</u>の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>(3) <u>当該年度の前年度</u>において、地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、福島町以外の地方公共団体の職員であつた者であつて引き続き<u>当該年度</u>に新たに職員となつたものその他規則で定める職員 <u>その在職期間中</u>における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、規則で定める日数を限度として、<u>当該年度の翌年度</u>に繰り越すことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p>

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員に対しては、当該職員の令和6年における年次休暇の施行日現在の残日数のほか、改正後の第11条第1項の規定にかかわらず、施行日に5日を与えるものとする。

報告事項 2 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由

会計年度任用職員については、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。令和6年4月1日施行）により、勤勉手当を支給することができることとなり、当町においてもこれを支給することとしております。

このことを踏まえ、会計年度任用職員についても、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象とするため、条例の一部を改正するものです。

2. 改正の内容

- (1) 会計年度任用職員の育児休業者への勤勉手当支給対象とするために、第7条の条文より「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。」を削る。

3. 施行年月日

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

4. 条例改正（案）

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年福島町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)第18条第1項_____に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当を支	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)第18条第1項 及び第19条第1項 に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当を支給する。

給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整)

第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日に、昇給の場合に準じてその者の号級を調整することができる。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整)

第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日に、昇給の場合に準じてその者の号級を調整することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告事項3 福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。令和6年4月1日施行）により、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができることとなり、当町においてはこれを支給することとするため、条例の一部を改正するものです。

2. 改正の内容

(1) 会計年度任用職員の給与の追加（第3条）

会計年度任用職員に支給する給与に勤勉手当を追加する。

(2) 勤勉手当の支給に関する規定（第9条の2及び第20条の2の新設）

支給月数等は職員に準用する。

区分	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月	1.225月	2.45月
勤勉手当	<u>1.025月</u>	<u>1.025月</u>	<u>2.05月</u>
計	2.25月	2.25月	4.50月

3. 支給対象職員（現在支給されている期末手当と同様）

①フルタイム会計年度任用職員（任期が6カ月以上）

②パートタイム会計年度任用職員（任期が6カ月以上、かつ、1週間当りの平均勤務時間が15時間30分以上）

4. 施行年月日

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

5. 条例改正（案）

福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職、又は死亡した日現在。)」において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、若しくは失職、又は死亡した職</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p><u>第9条の2 給与条例第19条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第19条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職、又は死亡した日現在。)」において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、若しくは失職、又</p>

員にあつては、退職し、若しくは失職、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(勤勉手当)

第20条の2 給与条例第19条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。

この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在における職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第19条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告事項 4 福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

当条例は、福島町での暮らしを応援するため、子どもを出産された方や住宅を新たに取得した方に奨励金を支払うことで定住促進を図ることを目的としていますが、制度を運用する中で、交付決定後10年以内の転出による奨励金の返還事例も発生しており、返還手続きを進める中で函館地方簡易裁判所の裁判官より、返還に関する条例の記載が分かりにくいとため、明確に整理した方がよいとの助言もいただいたため、返還に関する規定の明確化を行うものであります。

2 改正の内容

条例第10条を下記のとおり改正します。

改正前	改正後
<p>(奨励金等の返還)</p> <p>第10条 町長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。</p> <p>(1) 虚偽その他不正な方法により受け取つたと認めたとき</p> <p>(2) <u>住宅等を新築した者が、奨励金の交付を受けた後、10年以内に該当住宅を売却し、若しくは賃貸契約を締結し、又は世帯の全員が町外へ転出したとき</u></p>	<p>(奨励金等の返還)</p> <p>第10条 町長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。</p> <p>(1) 虚偽その他不正な方法により受け取つたと認めたとき。</p> <p>(2) <u>奨励金等の交付を受けた後、10年以内に世帯の全部が町外へ転出したとき。</u></p> <p>(3) <u>出産祝金の交付を受けた後、10年以内に交付の要件となつた受給資格者に養育されている児童が町外へ転出したとき。</u></p> <p>(4) <u>定住促進住宅等奨励金の交付を受けた後、10年以内に該当住宅を売却し、または賃貸契約を締結し、受給資格者の世帯と異なる世帯の住居の用に供したとき。</u></p>

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

報告事項 5 福島町チャレンジスピリット応援条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

当条例は、起業者となった年度が制度を活用できる1年度目となるが、年度内に事業を完了する必要があることから、年度の後半に起業者となった場合、短期間での設備導入が困難となり、不利益が生じる場合もあるため、起業者となった日から3年以内において、当条例を活用できるよう改正しようとするものであります。

2 改正の内容

条例第3条を次のとおり改正します。

改正前	改正後
(助成の対象) 第3条 この条例による助成対象は、第1条に定める目的に基づき、町内において施設投資する起業者等で町長が指定した起業者とする。	(助成の対象) 第3条 この条例による助成対象は、第1条に定める目的に基づき、 <u>起業者となつてから3年以内に</u> 町内において施設投資する起業者等で町長が指定した起業者とする。
2～4 (略)	2～4 (略)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

報告事項 6 福島町有害鳥獣減容化処理施設管理条例

1 制定の理由

福島町有害鳥獣減容化処理施設は、福島町内等で捕獲された有害鳥獣の死骸を適正に処理し、捕獲者等の処理負担の低減を図ることにより、さらに多くの有害鳥獣を捕獲し、農林業被害の低減による農林業経営の安定向上を図ろうとするものであり、当該施設の効率的かつ適正な管理運営を図ることを目的に条例を制定しようとするものであります。

2 施設の概要

名 称	福島町有害鳥獣減容化処理施設
位 置	福島町字千軒 3 1 番地 1
構 造	木造平屋建
	延床面積 1 4 9 . 0 6 m ²

3 管理運営方法

管理運営は業務委託により行います。

4 施行期日

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

5 条例（案）

福島町有害鳥獣減容化処理施設管理条例（案）

（目的）

第 1 条 この条例は、福島町内等で捕獲された有害鳥獣の死骸を適正に処理し、捕獲者等の処理負担の低減を図ることにより、さらに多くの有害鳥獣を捕獲し、農林業被害の低減による農林業経営の安定向上を図るため、福島町有害鳥獣減容化処理施設（以下「処理施設」という。）を設置し、その管理運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第 2 条 処理施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 福島町有害鳥獣減容化処理施設

位置 松前郡福島町字千軒3 1 番地1

(管理及び運営)

第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、処理施設を常に良好な状態において管理し、その目的に応じ最も効率的な運営を行うものとする。

2 町長は、前項の業務の全部又は一部を委託して行わせることができる。

3 町長は、業務を委託する場合においては、当該業務の執行に関し、必要な事項は契約で定めるものとする。

(業務)

第4条 処理施設で行う業務は、次のとおりとする。

(1) 有害鳥獣の減容化処理業務

(2) その他町長が必要と認める業務

(使用者の範囲)

第5条 処理施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 福島町有害鳥獣駆除対策要綱（平成23年福島町要綱第2号）第2条に規定する有害鳥獣駆除従事者

(2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の規定による捕獲許可を受けている者

(3) 前2号に掲げる者のほか町長が適当と認める者

(搬入の制限)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、処理施設への搬入を制限し、又は搬入させないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 処理施設等を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。

(3) その他処理施設の管理運営上支障があると認められるとき。

(使用料)

第7条 第5条に規定する使用者については、使用料を徴収しない。ただし、町外で有害駆除により捕獲した個体については、使用料を徴収し、使用料は規則で別に定める。

(使用料の減免)

第8条 町長は、特に必要であると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(処理施設の保全)

第9条 第3条第2項の定めにより委託を受けた場合は、受託者の責任において善良な管理を行うものとする。

(損害の賠償)

第10条 故意又は過失によって処理施設及び施設内の設備、器具等をき損し、又は亡失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長は、そのき損又は亡失がやむを得ない理由によるものであると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

6 規則（案）

福島町有害鳥獣減容化処理施設管理条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、福島町有害鳥獣減容化処理施設管理条例（令和●●年条例第●●号。以下「条例」という。）に基づき、福島町有害鳥獣減容化処理施設（以下「処理施設」という。）の管理運営等について、必要な事項を定めるものとする。

（休業日及び搬入時間等）

第2条 処理施設の休業日（鳥獣等の搬入を行わない日をいう。）は、次のとおりとする。

- （1）日曜日及び土曜日
- （2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （3）12月31日から翌年の1月5日までの日

2 処理施設の鳥獣等の搬入時間は、午前9時から午後4時まで（12月30日にあつては、午前11時30分まで）とする。

3 前2項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは、臨時に又は期間を定め若しくは搬入物の種類を指定し、これを変更することができる。

（搬入物）

第3条 処理施設に搬入できる有害鳥獣は、次に掲げるものとする。

- （1）町内で捕獲された有害鳥獣等
 - （2）前号に掲げるもののほか、町長が認めるもの
- （搬入の許可）

第4条 処理施設に有害鳥獣等を搬入しようとする者は、福島町有害鳥獣減容化処理施設使用申請書（別記様式）に必要事項を記載し、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は前項の許可をする場合において、当該年度の有害鳥獣減容化処理施設使用許可証を交付するものとする。

3 町長は使用許可に際し、処理施設の管理上必要があると認めるときは、その搬入に条件を付することができる。

（使用者の遵守事項）

第5条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- （1）管理者の指示なく、施設の処理装置及び冷凍庫へ個体を投入し

ないこと。

(2) 管理者の指示なく、施設の資機材に触れないこと。

(3) その他特に町長が指示した事項。

(使用料)

第6条 条例第7条の規定に基づく使用料は、別表のとおりとする。

(施設の使用禁止等)

第7条 町長は、処理施設の使用に関し、安全をおびやかす行為又はそのおそれがある行為をする者の使用を禁止することができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

区分	使用料
エゾシカ・ヒグマ・タヌキ・キツネその他の有害捕獲許可鳥獣	1kgにつき 40円 (ただし1頭あたり3,000円を上限とする。)
有害捕獲許可以外の鳥獣	1頭につき 10,000円

※重量に1kg未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた重量とする。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

福島町有害鳥獣減容化処理施設使用申請書

福島町長 様

申請者 住所

氏名

次のとおり有害鳥獣減容化処理施設を使用したいので、福島町有害鳥獣減容化処理施設管理条例施行規則第4条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 捕獲従事者
- 2 捕獲日 年 月 日
- 3 鳥獣捕獲許可番号
- 4 捕獲予定鳥獣 エゾシカ・ヒグマ・タヌキ・キツネ・その他鳥獣
(搬入予定個体に○を付すこと)

報告事項7 福島町水産種苗生産センター管理条例

1 制定の目的

福島町水産種苗生産センターは、昆布及びウニ種苗生産により浅海資源の増大を図る沿岸漁業の振興に資するため設置し、その施設の適切な管理と円滑な運営の基本について定めることを目的に条例を制定しようとするものであります。

2 施設の概要

名 称	福島町水産種苗生産センター
位 置	福島町字日向469番地 福島漁港敷地内
構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建 延床面積1,062.93㎡
能 力	昆布種苗生産34,500m、ウニ種苗生産200万粒

3 施行期日

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

4 条例（案）

福島町水産種苗生産センター管理条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、昆布及びウニ種苗生産を行うことにより、浅海資源の増大を図り沿岸漁業の振興に資するため、福島町が設置した福島町水産種苗生産センター(以下「施設」という。)の適切な管理と円滑な運営の基本について定めることを目的とする。

（施設の名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	福島町水産種苗生産センター
位置	福島町字日向469番地 福島漁港敷地内

（管理及び運営）

第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、この施設を常に良好な状態において効率的にこれを管理運営しなければならない。

2 町長は、前項の業務の全部又は一部を他の水産関係団体に委託して行わせることができる。

3 町長は、業務を委託する場合においては、当該業務の執行に関し必要な事項は、契約で定めるものとする。

(施設の保全)

第4条 第3条第2項の規定により委託を受けた場合の受託者は、施設の善良な管理をしなければならない。受託者の責に帰すべき理由により、施設に損害を与えたときは、その賠償をしなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

5 管理規則（案）

福島町水産種苗生産センター管理規則（案）

(趣旨)

第1条 この規則は、福島町水産種苗生産センター管理条例(以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設の種類及び規模)

第2条 施設の種類及び規模は、次のとおりとする。

本体建物	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	平屋建	1,062.93m ²
育成水槽	FRP製	28基(昆布用10基、ウニ用18基)	
コンブ種苗生産能力	34,500m		
ウニ種苗生産能力	200万粒		

(業務)

第3条 施設は、次の業務を行う。

- (1) 昆布及びウニ種苗生産に関する業務
- (2) その他水産動植物の増養殖に関する業務

(管理及び運営)

第4条 条例第3条第2項及び第3項の規定に基づき業務を委託する場合は、業務委託契約を締結してこれを行うものとする。

(その他)

第5条 この規則に定める以外に必要な事項については、町長と受託者が協議の上、決定する。

附 則

この規則は、令和〇年〇月〇日から施行する。

報告事項 8 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正があり、令和6年4月1日に施行されることとなりました。

この一部改正に伴い、同基準を準用している福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

2 改正の内容

(1) 第23条関係

施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことに改正します。

(2) 第53条第2項第2号関係

磁気ディスク及びシー・ディー・ロム等の使用による記録の交付を定めた規定における「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改正します。

3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

4 条例改正（案）

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成27年条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(掲示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない。</u></p>	<p>(掲示等)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆に</u></p>

(電磁的記録等)

第53条 (略)

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

よって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(電磁的記録等)

第53条 (略)

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告事項 9 福島町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

新たな福島町温泉健康保養センターの完成に伴い所在地番が変更となることから当条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

位置の変更（第2条関係）

改正前	改正後
字吉岡 303 番地	字吉岡 219 番地 23

3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

4 条例改正（案）

福島町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例（案）

福島町温泉健康保養センター条例(平成6年福島町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 健康保養センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 福島町温泉健康保養センター 位置 福島町 <u>字吉岡303番地</u>	(名称及び位置) 第2条 健康保養センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 福島町温泉健康保養センター 位置 福島町 <u>字吉岡219番地23</u>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告事項 10 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

国民健康保険の広域化は、令和4年度より平準化がスタートし、第一段階として令和6年度の保険料水準等の統一及び令和12年度の北海道市町村統一保険料（税）を図るため、町では毎年度税率を見直し改正しております。

令和6年度の税率改正にあたり、国保連合会から提供された数値を基に令和6年度の標準税率が算定されております。

この結果に基づき、標準税率に対して段階的に近づける必要があることから、上昇を抑制した税率としております。

また、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、基礎賦課分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の賦課限度額超過世帯割合の調整を図るため、後期高齢者支援金等分における賦課限度額の引き上げ及び保険税の負担軽減を図るため5割軽減と2割軽減の判定に適用する判定所得を引き上げる改正が行われております。

当町においては、これまでも国に準じ改正しておりますので、当条例の一部を改正するものであります。

2 改正の内容

(1) 保険税率の改正

(第2条、第3条、第5条、第5条の2、第6条、第7条、第7条の2、第8条、第9条、第9条の2、第23条関係)

国保連のシミュレーションに基づき算出した標準税率をベースに高齢者世帯等の急激な上昇を抑制するため、現行税率との差額の1/2を加算した税率としています。

【現行税率との比較】

区 分		現 行	改正案	増 減
医 療 分	所得割	7.55 %	7.85%	0.3%
	均等割	24,300 円	25,300 円	1,000 円
	平等割	25,200 円	26,000 円	800 円
後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	所得割	2.50 %	2.60%	0.10%
	均等割	8,100 円	8,400 円	300 円
	平等割	5,900 円	7,400 円	1,500 円
介 護 納 付 金 分	所得割	1.65 %	1.80%	0.15%
	均等割	7,400 円	8,000 円	600 円
	平等割	4,100 円	5,300 円	1,200 円
計	所得割	11.70 %	12.25 %	0.55 %
	均等割	39,800 円	41,700 円	1,900 円
	平等割	35,200 円	38,700 円	3,500 円

(2) 軽減額明記方法の変更（第23条関係）

これまで、7割、5割、2割軽減額については、軽減する額を明記しておりましたが、基本の税率が変更となった場合に軽減額も自動的に変更となるように率を乗じる方式に変更します。

(3) 課税限度額の改正（第2条、第23条関係）

後期高齢者支援金等分に係る限度額が2万円引き上げとなります。

区 分	現 行	改正案	増 減
基礎課税分(医療分)	65万円	65万円	—
後期高齢者支援金等分	22万円	24万円	2万円増
介護納付金分	17万円	17万円	—
計	104万円	106万円	2万円増

(4) 軽減判定所得の改正（第23条関係）

保険税の軽減判定所得を見直し、5割軽減と2割軽減判定に使われる額を引き上げることにより負担の軽減を図ります。

判定所得区分	現 行	改正案	増 減
5割軽減	29万円	29.5万円	0.5万円増
2割軽減	53.5万円	54.5万円	1.0万円増

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

この条例による改正後の福島町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度以前の年度分の国民健康保険税については、従前の例によることとします。

報告事項 1 1 福島町介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

第 8 期介護保険事業計画が令和 5 年度に終了となることから、新たに令和 6 年度から令和 8 年度までの第 1 号被保険者保険料基準額を定めた第 9 期介護保険事業計画がスタートします。

この計画に計画期間内の介護保険料を定めているところですが、基準保険料である第 5 段階の保険料については、月額 5,600 円に据え置いております。

また、介護保険法施行令の一部を改正する政令が、令和 6 年 1 月 19 日に公布され、介護保険制度の持続可能性を確保するため、低所得者の保険料上昇を抑制する一方で、引き下げに対応する分として高所得者の乗率を引き上げております。

このことを踏まえ、第 1 号保険料について多段化されることとなり、これまでの 9 段階から 13 段階に改正が行われました。

当町においては、これまでも国に準じ改正しておりますので、当条例の一部を改正するものであります。

2 改正の内容

期間と保険料額の改正（第 4 条関係）

(1) 期間の変更

保険料は計画期間ごとに設定しますので、令和 6 年度から令和 8 年度に改正します。

(2) 各保険料の変更

保険料の設定は、現行の 9 段階から 13 段階に変更となり、基準段階である第 5 段階の額に各割合を乗じて保険料を設定します。

今回の改正では低所得者に該当する第 1 段階から第 3 段階は減となりますが、新たに第 10 段階から第 13 段階が追加となり、高所得者の負担が増加します。

段階別保険料額は別紙のとおりです。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

(2) 経過措置

この条例による改正後の福島町介護保険条例第 4 条の規定は、令和 6 年度の保険料から適用し、令和 5 年度までの保険料については、従前の例によることとします。

段階別一覧

() は改正前、下段は改正後 (単位：%、円)

段階	内容	割合	月額	年額
低所得者の 上昇抑制	1 非課税世帯で本人収入 80万円以下	(0.500) <u>0.445</u>	(2,800) <u>2,490</u>	(33,600) <u>29,880</u>
	2 非課税世帯で本人収入 80万円超120万以下	(0.750) <u>0.685</u>	(4,200) <u>3,830</u>	(50,400) <u>45,960</u>
	3 非課税世帯で本人収入 120万円超	(0.750) <u>0.690</u>	(4,200) <u>3,860</u>	(50,400) <u>46,320</u>
基準 保険料	4 本人非課税かつ本人収入 80万円以下	0.900	5,040	60,480
	5 本人非課税かつ本人収入 80万超	1.000	5,600	67,200
	6 基準所得120万円未満	1.200	6,720	80,640
	7 基準所得120万円以上 210万円未満	1.300	7,280	87,360
	8 基準所得210万円以上 320万円未満	1,500	8,400	100,800
新たに 設定	9 基準所得320万円以上 <u>420万円未満</u>	1.700	9,520	114,240
	10 <u>基準所得420万円以上</u> <u>520万円未満</u>	<u>1.900</u>	<u>10,640</u>	<u>127,680</u>
	11 <u>基準所得520万円以上</u> <u>620万円未満</u>	<u>2.100</u>	<u>11,760</u>	<u>141,120</u>
	12 <u>基準所得620万円以上</u> <u>720万円未満</u>	<u>2.300</u>	<u>12,880</u>	<u>154,560</u>
	13 <u>基準所得720万円以上</u>	<u>2.400</u>	<u>13,440</u>	<u>161,280</u>

※アンダーラインは変更があった箇所

報告事項 1 2 福島町森林整備計画の変更について

1 変更の理由

令和6年1月に北海道において渡島檜山地域森林計画変更計画（以下「地域森林計画」という。）が公表され、全国森林計画の策定に伴う、計画内容の見直しなどが変更されております。

これを受けて、町では、変更された地域森林計画に適合するよう福島町森林整備計画を変更するものです。

2 主な変更内容

(1) 森林整備の基本方針

全国森林計画の策定に伴い、森林整備の基本方針・造林に関する事項に花粉発生源対策、スマート林業推進の文言を追加。

(2) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

渡島檜山地域森林計画変更に伴い、標準的な間伐時期について、スギの植栽本数・仕立て方法・主伐時の設定について変更。

	変更前	変更後
植栽本数	3,000本	2,500本
仕立て方法	密仕立て	中庸仕立て
主伐時設定	700本	600本

(3) 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

全国森林計画策定に伴い、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づいた取組を進める文言の修正。

(4) 文言整理

地域森林計画と整合性を図るよう文言を整理。

3 計画変更に係る事務スケジュール等

令和6年3月末日の計画決定に合わせ、次のとおり作業を進めております。

- (1) 令和6年1月 福島町森林整備計画（案）公告・縦覧（概ね30日間）
- (2) 令和6年2月 渡島西部4町森林整備計画実行管理推進チーム会議関係者による協議
- (3) 令和6年3月 福島町議会定例会3月会議上程
- (4) 令和6年3月 北海道知事協議・同意及び変更計画決定
- (5) 令和6年3月末 福島町森林整備計画の公表

4 変更計画の始期

令和6年4月1日から適用します。

報告事項 1 3 福島町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

国は「空家等対策の推進に関する特別措置法」において、空家等所有者等の責務の強化並びに空家等の「活用拡大」、空家等の「管理の強化」及び「特定空家の除却等」の3本柱で空家等の対策を強化し、その一部法改正を令和5年12月13日付けで施行しております。

当町も法改正を受け、「管理不全空家所有者等に対する措置」及び「緊急時の代執行制度」の追加また、法改正に伴い発生する「条ずれ」等の箇所を改正するものです。

2 改正の内容

(1) 所有者等の責務の強化（第3条関係）

空家所有者の責務に、新たに「国又は町が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない」旨を追加

(2) 管理不全空家所有者に対する措置の新設（第6条の2関係）

「特定空家」になる前の状態の空家として、新たに「管理不全空家等」を設け、その所有者等に対し「指導」「勧告」を行えることとなった。

(3) 緊急時の代執行制度の新設（第9条関係）

特定空家が災害等により著しく危険な状態にある場合、緊急に除却や修繕を行え、その費用を代執行法に基づき所有者等へ負担させることが出来ることとなった。

(4) 「条ずれ」箇所の修正

第1条内 法第4条 → 法第4条**第1項**

第16条内 法**第16**条第1項 → 法**第30**条第1項

法**第16**条第2項 → 法**第30**条第2項

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

4 条例改正（案）

福島町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

福島町空家等の適正管理に関する条例(平成27年条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、空家等の適正管理に関し、空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第4条の規定に基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する措置について必要な事項を定めることにより、町民の生命、身体、財産及び生活環境に対する重大な損害の発生を防止に寄与することを目的とする。</p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者等は、当該空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正な管理を行わなければならない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、空家等の適正管理に関し、空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する措置について必要な事項を定めることにより、町民の生命、身体、財産及び生活環境に対する重大な損害の発生を防止に寄与することを目的とする。</p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、当該空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正な管理に努めるとともに、<u>国又は町が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)</p> <p>第6条の2 町長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等(以下「管理不全空家等」という。)の所有者に対し、<u>当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。</u></p> <p>2 町長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、その</p>

(立入調査等)

第7条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入らせ、物件等を調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは報告を求めさせることができる。

2～4 (略)

(代執行)

第9条 (略)

2 町長は、第6条第1項の規定により特定空家等の所有者等に対して必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなく第5条第1項の指導若しくは助言又は同条第2項の規定による勧告が行われるべき者を確知することができないため第6条第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、法第14条第10項の規定により、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、町長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

まま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

(立入調査等)

第7条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員に空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

2～4 (略)

(特定空家に対する措置)

第9条 (略)

2 町長は、第6条第1項の規定により特定空家等の所有者等に対して必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者(以下この項及び次項において「命令対象者」という。)を確知することができないとき(過失がなく第5条第1項の指導若しくは助言又は同条第2項の規定による勧告が行われるべき者を確知することができないため第6条第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、町長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者(以下この項及び次項において「措置実施者」という。)にその措置を行わせることができる。この場合において、町長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにそ

<p>(過料)</p> <p>第16条 第6条第1項に規定による町長の命令に違反した者は、<u>法第16条</u>第1項の規定により、50万円以下の過料に処する。</p> <p>2 第7条の規定による立入調査を拒み、妨げ、<u>又は忌避した者は、法第16条</u>第2項の規定により、20万円以下の過料に処する。</p>	<p>の措置を行わないときは町長又は<u>措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。</u></p> <p><u>3 町長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第6条第1項から第6項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。</u></p> <p><u>4 前二項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。</u></p> <p>(過料)</p> <p>第16条 第6条第1項に規定による町長の命令に違反した者は、<u>法第30条</u>第1項の規定により、50万円以下の過料に処する。</p> <p>2 第7条の規定による<u>報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、法第30条</u>第2項の規定により、20万円以下の過料に処する。</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告事項 1 4 福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例及び福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

国は、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため「水道法」の一部改正を令和6年4月1日付けで施行します。

当町においても、国の所管省の変更を受け、「厚生労働省」となっている箇所を「国土交通省」に改正するものです。

2 改正の内容

(1) 福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例

水道事業給水条例内の文言、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改正する。

該当箇所

- ① 給水装置の新設等の申込（第5条関係）
- ② 給水装置の基準違反に対する措置（第36条関係）
- ③ 過料（第39条関係）

(2) 福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

条例内の文言「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改正する。

該当箇所

- ① 水道技術管理者の資格（第4条関係）

3 施行期日

二つの条例とも、令和6年4月1日から施行します。

4 条例改正（案）

(1) 福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

福島町水道事業給水条例の一部を改正する条例

福島町水道事業給水条例(昭和47年条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給水装置の新設等の申込)	(給水装置の新設等の申込)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法(昭和32年、法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 (略)

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、町長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを検査により確認したときは、この限りでない。

(過料)

第39条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

(1) 第5条の承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者

(2)～(5) (略)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法(昭和32年、法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 (略)

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、町長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを検査により確認したときは、この限りでない。

(過料)

第39条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

(1) 第5条の承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者

(2)～(5) (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(2) 福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 (案)

福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

福島町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 厚生労働大臣 の登録を受けた者が行う水道に関する講習の課程を修了した者	(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 国土交通大臣 の登録を受けた者が行う水道に関する講習の課程を修了した者

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。